平成２８年（フ）第２２７号
愛媛県松山市古川南１丁目21番24号　ロイヤルコート松山302号
債務者　井出　康子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２７号
大分市寺崎町１丁目８番12号
債務者　中村阿由美（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５３号
大分市大字光吉2155番地（県営１Ａ２―33）
債務者　山田久美子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３８号
宮崎市大工３丁目61番地　プルミエ大工町402号、前住所宮崎市南高松町３番23号　三好コーポ201号
債務者　庭山ゆかり（旧姓新名）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５６号
宮崎市丸島町４番３号　第６シャトーモリオカ402号
債務者　野崎　一**徳**（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６６号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目32番28号（エルソレイユ荒田308号）
債務者　小濵　良輝
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
鹿児島県鹿児島市平之町６番３号（グランパルク楓館901号）
債務者　中西　正志
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
鹿児島県鹿児島市甲突町28番22号（スカイパークマンション407号）
債務者　福島ひとみ
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２７６号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目37番25―401号
債務者　登　美紀代
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目23番７号（コンフォートタヒラ103号）
債務者　徳　　美香
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３０４号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目24番地１（市住3634号）
債務者　岩切　大策
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１１６号
長野県松本市宮田19番18号　マルベリータウンシルク201
債務者　南山　愼二（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１６１号
長野県塩尻市大字広丘野村1788番地116
債務者　宮崎　真樹
1　決定年月日時　平成28年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７８１号
京都市下京区東堀川通木津屋橋下る御方紺屋町３番地　ＵＲ塩小路団地505
債務者　関根　富子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
山口県下松市生野屋４丁目６番１号　ハイツ惺静庵Ａ202号
債務者　日浦　友紀
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第６３号
徳島県徳島市西須賀町東開52番地の２　県営住宅西須賀団地413号、旧住所徳島県徳島市新浜本町１丁目３番34号
債務者　伊藤アサ子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４６号
徳島県徳島市金沢１丁目５番67号　栄公アパート10号、旧住所徳島県徳島市福島２丁目１番５―306号
債務者　宮田　博次
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
徳島地方裁判所民事部